

お引っ越し

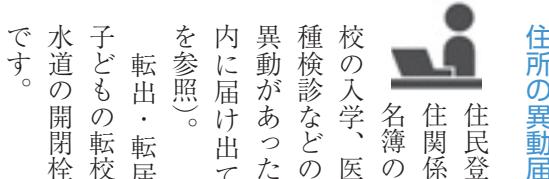
諸手続きを

お忘れなく



時間に余裕を持って
お越しください

3月、4月は、引っ越しシーズン。
この時期は窓口が大変混雑しますので、必要な届け出は早めに手続きを済ませましょう。
また、引っ越しによって出される粗大ゴミ等は、適切に処分しましょう。



住所の異動届

住民登録は、市民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、小・中学校の入学、医療費の助成、各種検診などの基本となります。異動があった場合は必ず期限内に届け出してください（下表を参照）。

水道の開閉栓の届け出も必要です。

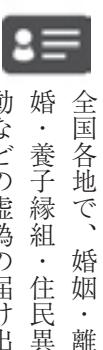
待ち時間に余裕を

市役所の窓口は、週の初めや金曜日、また昼休みの時間帯が大変混み合います。その時間帯を避けるか、時間に余裕を持つてご来庁ください。

市役所は土・日・祝日（休日窓口開設は除く）は休みですが、戸籍の届け出の受け付け（死亡、出生、婚姻等）と火葬許可証の発行は行っています。

戸籍謄（抄）本等、一部の証明書は、郵便による請求もできます。

届け出の際は 本人確認書類のご提示を



全国各地で、婚姻・離婚・養子縁組・住民異動などの虚偽の届け出事件が発生しています。届け出書を持参した方に、運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど官公署発行の顔写真が添付されている本人確認書類を提示いただくようお願いしています。

住民異動の主な届け出

届け出の種類	届け出に必要なもの	届け出期限
転入届 市外から移ってきたとき	<input type="checkbox"/> 届け出人の印鑑 <input type="checkbox"/> 転出証明書(前住所地で発行) <input type="checkbox"/> 国民年金手帳 <input type="checkbox"/> 国民健康保険証(加入者のみ) <input type="checkbox"/> 介護保険受給資格証明書(資格者のみ) <input type="checkbox"/> 小・中学生のいる方は在学証明書 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書等(外国人の方)	二本松市に 住み始めてから 14日以内
転出届 市外へ移るとき	<input type="checkbox"/> 届け出人の印鑑 <input type="checkbox"/> 国民健康保険証(加入者のみ) <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険証(加入者のみ) <input type="checkbox"/> 印鑑登録証(登録者) <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住基カード	二本松市から 他の市区町村へ 移る日まで
転居届 市内で住所を変更したとき	<input type="checkbox"/> 届け出人の印鑑 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳 <input type="checkbox"/> 国民健康保険証(加入者のみ) <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険証(加入者のみ) <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書等(外国人の方)	転居した日から 14日以内

(注)…転入することによって世帯主が変更となる場合は、既に交付している世帯全員の保険証をお持ちください。世帯主名の記載を変更します。

国民健康保険の

届け出・変更は14日以内に



新生活のスタート。
国保の手続きも
お忘れなく

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に入るとき		<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>手続きに来る方の身分証明書(運転免許証など)<input type="checkbox"/>世帯主と対象者のマイナンバーの分かるもの(マイナンバーカードなど)<input type="checkbox"/>健康保険を脱退した年月日の分かる証明書(資格喪失証明書、退職証明書、離職票の写し、扶養から外れた旨の証明書など)<input type="checkbox"/>届け出人の認め印<input type="checkbox"/>子ども医療費受給資格者証(18歳以下の赤ちゃんがいるとき)
国保をやめるとき		<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>手続きに来る方の身分証明書(運転免許証など)<input type="checkbox"/>世帯主と対象者のマイナンバーの分かるもの(マイナンバーカードなど)<input type="checkbox"/>国民健康保険証<input type="checkbox"/>社会保険等の健康保険証または健康保険に加入した年月日が分かる証明書(コピー可) ※扶養の方も含め全員分<input type="checkbox"/>届け出人の認め印<input type="checkbox"/>子ども医療費受給資格登録のため、保護者等の振込先の分かるもの(18歳以下の赤ちゃんがいるとき)

職場の健康保険に加入(脱退)したときや、住所変更があつたときは、
金課または各支所地域振興課に14日以内に届け出をしてください。

国保年



大学や専門学校に進学される方は

就学のため実家を離れる方は、現在お持ちの保険証を学生用の保険証(学保険証)に変更する必要があります。転出届を出される際に、次のものをお持ちの上、手続きをしてください。

必要書類等

- 現在交付されている国民健康保険証
- 認め印
- 在学証明書(合格通知や入学許可証など、入学することが分かる書類でも可)



大学や専門学校を卒業される方は

②保険証を交付されていた方で、3月に大学や専門学校等を卒業して実家に戻る方や、就職して職場の健康保険に加入する方は、②廃止の届け出をしてください。届け出が遅れますと、国民健康保険税が課税されたままとなりますのでご注意ください。

必要書類等

- 学保険証
- 認め印
- 新しく加入した社会保険等の健康保険証

◎問い合わせ…国保年金課国保年金係☎(55)5106

ごみは適切に処分しましよう



ごみの処分方法が分からぬときはご連絡ください



▲ビニール・プラスチックごみの指定袋



▲マークのついたきれいなプラスチック製容器包装の指定袋



▲燃やせるごみの指定袋

引っ越しなどにより不用となるものが増える時期です。ごみの分別は、ごみ発生時の対応が何よりも大切です。分別を行って、ごみの減量化と資源化を進めましょう。

ごみの分別を適切に行いましょう

このでご注意ください。
んのでご注意ください。

プラスチック製品

マークの表示がついた

製品は、プラスチック製容器

ごみの分別で資源を有効に
不用なもの全てがごみになると
は限りません。再利用可能か、資源にならないかを考
えた上で分別しましょう。

ルールを守つて

ごみステーションは地元の
行政区等で管理しており、利
用できるごみステーションは、
お住まいの住所で全て決めら
れています。別のごみステー
ションにごみを放置したり、
ごみを出す時間を守らなかっ
たりして、トラブルとなつて
いるケースもありますので、
ルールを守りましょう。

ごみは指定された袋で
ごみを排出する場合は、指
定された袋で出しましょう。
無地のごみ袋やレジ袋で排出
されたものは、収集できません。

包装(以下「プラ容」と記載)と
呼ばれ、資源化されます。現
在、透明の指定袋で資源ごみ
として回収しています。

収集している「プラ容」に、
汚れている物や紙・金属など
の「プラ容」以外のものが混入
すると、資源化が困難です。
汚れたものは、ビニール・塑
料袋(水色の指定袋)へ入れて出してください。

3月15日となり、それ以降の
申し込みは4月回収となります。
3月27日回収の申込期限は
3月15日となり、それ以降の
申し込みは4月回収となります。

マットレスは、10kgにつき1
30円の手数料がかかります。
市に個別収集(月2回)を申
込む場合、1個につき1,3
(数により割引あり)。なお、

③郵便局で製品ごとに決ま
てているリサイクル料金を支
払い、指定引き取り場所に
直接搬入する。

*①・②は、リサイクル料金
のほかに、運搬経費等がかかる場合があります。

アパート管理者の皆さまへ

アパートから排出されるご
みの中に、分別が適切でない
ため、ごみステーションに残
されるごみが多く見受けられ
ます。3月は異動が多い時期
ですので、アパートを管理さ
れている方から入居者へ、改
めて説明くださるようお願ひ
します。

家電製品4品目は
リサイクル料金が必要です

テレビ、エアコン、冷蔵庫、
冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機



ごみ分別の冊子・チラシが
必要な場合は、左記までお問
い合わせください。

◎問い合わせ:

生活環境課環境衛生係

☎ (55)5103

または各支所地域振興課

家具などの粗大ごみは、次
の方法で処分してください。

直接搬入

もとみやクリーンセンター
に直接搬入すれば無料で処分
できます。ただし、畳、布団、

①過去に購入したお店や小売
店に処分を依頼する。

②専門業者に処分を依頼する。